

県北広域振興局長告示第30号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年5月17日

県北広域振興局長 松岡 博

1 生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0313200230	多機能事業所「ほほえみ」	二戸郡一戸町一戸字樋ノ口58番地3	特定非営利活動法人「きらぼし」	平成23年5月1日

2 児童デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0313200248	指定児童デイサービス事業所ゆいまある	二戸郡一戸町中山字大塚4番地6	社会福祉法人カナン園	平成23年5月1日

3 自立訓練

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0313200230	多機能事業所「ほほえみ」	二戸郡一戸町一戸字樋ノ口58番地3	特定非営利活動法人「きらぼし」	平成23年5月1日